

公益財団法人博慈会記念財団 奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は定款第4条第5項の規定に基づき奨学金の貸与に関し必要な事項を定め医療系分野の研究・臨床・教育を志す学生及び社会人の勉学に適当な援助を与えることを目的とする。

(奨学金の貸与を受ける者の資格)

第2条 本財団の奨学生となる者は、以下のいずれかを満たす優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があると認められたものでなければならない。

- 1.医療系分野の研究・臨床・教育に関する日本の大学等（大学、大学院、高等専門学校及び専修学校の専門課程をいう。以下同じ）に在籍している者
- 2.日本の高等学校の第3学年に在籍する者または就業者で、医療系分野の研究・臨床・教育に関する大学等への進学を希望している者（入学許可も含む）

(奨学生願書の提出)

第3条 奨学生の貸与を受けようとする者の募集は、その都度募集要項を公開する。

- 2 奨学生志望者は、連帯保証人2名と連署した本財団あての「奨学生願書」（別紙様式1）に、連帯保証人の年収を証明する書類を添えて本財団の指定した期限までに本財団に提出するものとする。
- 3 連帯保証人のうち1名は、本人が未成年の場合はその親権者または後見人、成年者の場合は父母兄弟またはこれに代る者でなければならない。

第4条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て、理事会の承認をもって決定し、その結果を本人に通知する。

(奨学金の貸与額)

第5条 奨学金の貸与額は、月額 50,000 円とする。

ただし、入学月、卒業月、夏季休暇等特別な事情がある場合は、2ヶ月分を合算して支給することがある。

(貸与の期間)

第6条 奨学金を貸与する期間は、奨学生の在学する、もしくは入学見込みの大学等の卒業に至る最短の修業年限迄とする。

但し、傷病その他やむを得ない事情による休学期間は、奨学金の貸与を休止する。

(貸与金の利子)

第7条 奨学金は、無利子とする。

(奨学生選考委員会)

- 第8条 奨学生選考委員会の委員（以下、「選考委員」という。）は、理事会において選出された4名から6名をもって構成し、理事長が委嘱する。
- 2 選考委員の内訳は、理事2名以下、外部識者4名以下とする。
 - 3 選考委員は、各選考委員相互に親族その他特殊な関係にある者が含まれてはならない。
 - 4 選考委員の任期は4年とし、再任を妨げない。
 - 5 委員は、辞任または任期満了後でも、後任者が就任するまでは、前任の委員が、その職務を継続して執行する。
 - 6 奨学生選考委員会には、会議の議長となる選考委員長1名を置き、選考委員から互選により選任する。
 - 7 奨学生選考委員会の会議は、必要に応じて、理事長が招集する。
 - 8 委員長は、会議の議長となり、委員会の審議の経過および結果について理事長に報告する。
 - 9 奨学生選考委員会は、選考委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
 - 10 奨学生選考委員会の決議は、出席した委員のうち議長を除く過半数をもって決議し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
 - 11 選考委員は、自己が申請者と特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることができない。
 - 12 奨学生選考委員の審議については、議事録を作成し、議長と選考委員2名が記名押印する。
 - 13 前号の議事録は原則として非公開とする。

(借用承諾書の提出)

- 第9条 第4条によって奨学金の貸与を許可された者は、連帯保証人と連署の上「借用承諾書」（別紙様式2）を理事長に提出しなければならない。
- 2 連帯保証人はこの規程による奨学金貸与の趣旨を奨学生に徹底させ、勉学に専念するよう適当な指導を行う義務を負う。

(奨学金の交付)

- 第10条 奨学金は原則として毎月本人に直接交付するものとする。

(成績証明書の提出)

- 第11条 奨学生は毎学年末毎に、成績証明書を理事長に提出しなければならない。

(異動届出)

第 12 条 奨学生は次に掲げる場合には理事長に届出なければならない。

但し、本人が傷病その他やむを得ない事由によって届出ができないときは連帯保証人がこれに代わり届出なければならない。

1. 留年となったとき
 2. 傷病のため 4 週間以上学校を欠席したとき
 3. 休学、復学、転学または退学したとき
 4. 学校その他より賞罰を受けたとき
 5. 本人および連帯保証人の身分、住所その他重要な事項に異動があったとき (別紙様式 3 による)
- 2 前項第 2 号の場合については医師の診断書を添付しなければならない。

(奨学金の返還)

第 13 条 奨学金はその貸与が終了したときから原則として、6 ヶ月据置の後、貸与期間の 2 倍の期間内に月賦、半年月賦、または適切な方法によってその全額を返還しなければならない。

奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与を受けた奨学金を、当該事由が生じた際に一括して返還しなければならない。

- ① 第 11 条の規定により、奨学金の貸与がやめられたとき。
- ② 大学等を卒業後、理由なく職業に従事しないとき。

第 14 条 奨学金の貸与が終了したときは、奨学生は連帯保証人と連署した「返還誓約書」(別紙様式 4) に連帯保証人の年収を証明する書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(返還猶予)

第 15 条 傷病その他やむを得ない事由のために奨学金の返還が困難な場合には理事会はその事情を参酌して相当期間返還を猶予することがある。

第 16 条 奨学生または奨学生であった者が、在学中または卒業後、死亡したときは、奨学金の全部、または一部の返還を免除することがある。

(奨学金の停止)

第 17 条 奨学生が傷病のため修学の見込がないとき、または退学したときは奨学金の貸与を停止する。

(奨学金の停止返納)

第 18 条 奨学生が次の各号の一つに該当する場合には奨学金の貸与を停止し、すでに貸与した奨学金を返納させるものとする。

1. 不都合の行跡により、休学若しくは退学を命ぜられたとき、または理由なくして自ら退学したとき
2. 学業成績または素行が著しく不良となったとき
3. 出席状況が不良で就学の見込がないとき
4. その他学生として適当でない行為をしたとき

(返還金の延滞)

第 19 条 奨学生であった者が割賦金の返還を怠ったと認められるときは、その者または連帯保証人に対して請求し、本財団の指定する日までに返還未済額の全部を返還させることができる。

第 20 条 奨学生であった者またはその連帯保証人が割賦金の返還を延滞したときは、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）および民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）その他強制執行の手續に関する法令に定める手續等により割賦金の返還を確保するものとする。

第 21 条 奨学生であった者またはその連帯保証人が、返還未済額の全部の返還（第 19 条の規定による奨学金返還未済額の全部の返還をいう。）の請求を受けても本財団の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、前条の規定を準用する。

附則

この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 26 年 3 月 28 日から改訂施行する。

(平成 26 年 3 月 28 日理事会決議)